

令和元年5月19日現在

機関番号：32663

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K16706

研究課題名（和文）宗教政策の面から見た明治期日本の暦の歴史

研究課題名（英文）The History of Calendars in Terms of the Religious Policies of Meiji Japan

研究代表者

下村 育世（SHIMOMURA, Ikuyo）

東洋大学・人間科学総合研究所・客員研究員

研究者番号：00723173

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,500,000円

研究成果の概要（和文）：これまで、明治以降の暦の研究といえば明治改暦にまつわる研究を指していた。しかし本研究では、近代の暦の歴史について、明治15年以降神宮に頒暦の権限が移され、先の敗戦までその制度が続いたことをより重視しながら、近代天皇制のイデオロギー形成、そして神宮を頂点とする神社のヒエラルキー形成と宗教との関係に着目して考察した。この視点で捉えることで、（1）今まで研究の俎上にすらのぼらなかった改暦以降の近代の暦の歴史を日本宗教史の中に位置づけるとともに、（2）終戦まで一貫して暦を統制し続けてきた国家にとっての暦の意味に迫ることができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

明治改暦以降の暦の歴史は、これまで研究の俎上にほとんどのぼらなかった。改暦の開化的側面が強調された結果、それ以外の側面は看過されてきた。しかし暦は皇紀、天長節、紀元節といった天皇にかかわる祝祭日などを全国の人々に知らせる機能を有したとともに、先の敗戦まで伊勢神宮から神宮大麻と共に頒布され続けた。近代の暦の歴史は宗教史に位置づけることができ、暦の歴史から神社を「国家の宗祀」とし「宗教」外のものとする行政的過程などを理解する、すなわち神社神道史を再考することに繋がる。

研究成果の概要（英文）：Very few studies have focused on the history of calendars in modern Japan, except for history related to the Calendar Reform of 1872. This study, however, focuses on how Ise Jingu was given the authority to distribute calendars in Japan from 1882 to the end of the Pacific war, for which I conducted a historical investigation to find out the relationship between the history of calendars, religious policies and the Modern Emperor System in Meiji Japan. Focusing on this point of view, (1) the modern history of calendars can be mapped to the history of religion in Japan, and (2) the significance of the calendar for the Nation, when the calendar's contents, manufacturing and distribution were controlled during the pre-war period in Japan, can be grasped.

研究分野：宗教学

キーワード：近代の暦 太陽暦 頒暦 神宮大麻 神社神道 祝祭日

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

(1)日本の暦の研究は、科学史、史学、宗教学の視点から行なわれてきた。近世までの暦についての研究は史学の立場を中心として成果を生み出してきたが、近代以降の暦については、明治5年11月に布告された太陽暦採用の前後期までが中心で(岡田芳朗『明治改暦 「時」の文明開化』大修館書店、1994は典型例)、以降はほとんど研究がなされてこなかった。

確かに明治改暦の布告は、現行法令としても効力を持っている数少ない明治太政官期の法令の一つであることからわかるように、現在まで継続する日本の時の制度の淵源としても、太陰太陽暦(旧暦)から太陽暦へと暦法の舵を大きくきったという科学史の視点からもエポックメイキングな出来事である。そのため、近代以降の暦の研究のほとんど全てが、明治の太陽暦採用を暦の歴史を語る上での格好の終着点と考えたようである。その他の要因としては、太陽暦そのものが複雑な暦法であった太陰太陽暦よりも「単純」であったことも、暦研究を牽引していた科学史家の研究熱を冷ますように働いたとも考えられる。

他の先行研究が改暦までを射程に入れている中で、日本の暦学の通史として知られる渡辺敏夫『日本の暦』(雄山閣、1976)は、明治15年あたりまでの暦の歴史をカバーするほぼ唯一の研究書である。同書は、膨大な関係資料を渉猟した上で暦の歴史に関して詳細な事実を網羅し、この分野の古典的業績として定評を得ている。しかし同書は、法令の翻刻を主とする歴史記述を中心としており、暦をめぐる時代状況や思想的背景に関する視点は充分ではなかった。

(2)戦前の暦は政府による統制を受け、官許を受けて頒布された「官暦」以外は編纂・製造・頒布を著しく制限されていた。近世までの暦も幕府により統制を受けていたが、近代以降も政府の認めた暦(官暦)のみ公的に通行を許され、これら以外は発禁処分を受けるなど規制されている。このような統制は、先の敗戦まで続いた。研究代表者は、とりわけ先行研究で不足していた2点、すなわちア)明治改暦以降の暦の歴史に不明点が多い、イ)改暦以降の暦の歴史を時代状況との関連の中で捉えていない点に留意しながら、行政文書を主たる資料としてまずは近代の暦の歴史を詳らかにすることを課題とした。

(3)明治改暦については、福沢諭吉のベストセラー『改暦弁』の影響もあり、科学的で合理的な、開化を代表する産物とする側面が強調されてきた。しかしそれだけを強調すると、その後伊勢神宮から暦が頒布され、それ以外の暦の通行を禁じるような国家による統制が続けられたことの意味を理解することはできない。

### 2. 研究の目的

(1)これまで注目されてきた明治改暦に焦点を当てるのではなく、暦の頒布の権限が神宮司庁に全面的に付与される明治15年までとその後先の敗戦までの経緯、そして改暦以降の暦の紙面に神武天皇即位日(紀元節)などの祝祭日や神社の例祭日が年々加筆されていく動向に着目し、近代天皇制のイデオロギー形成との関連の中で捉える。

(2)神宮暦体制の誕生の契機となった明治15年4月の布達(太政官布達第8号)前後期に注目しながら、その成立過程及び神宮暦体制を遂行させるために必要なその後の法令の整備などの経緯を詳細に明らかにする。この布達により、神宮暦以外の暦は取締り対象となった一方で、神宮暦は「官暦」としての根拠を得、戦後まで毎年100万部を下ることなく頒布され(有償)、戦中期には約500万部(昭和18年)まで発行部数を伸ばした。

(3)改暦以降、暦の紙面には紀元節はもちろんのこと、これまでにはなかった歴代天皇の祭日が記され、さらには各地の神社の例祭日が年々加筆されていった。そこには、明治日本の描いた天皇を中心とする独自の国家像が反映し、暦は日本全国津々浦々の人の手に渡ることによって、そうした像を直接的に伝達する機能を有していた。つまり「新暦」とは、単に日付を太陽暦で提示するだけのものではなく、こうした体系と一体的に新たな暦日意識の定着を促す側面があった。

明治国家の祝祭日や各地の神社の例祭日などが暦の紙面に反映されていく動きを、政府の祝祭日の規定や毎年の暦の紙面の変化などから明らかにする。また祝祭日の国民への強制の具体的な方法がわかる地方の公文書や、地方からの政府への祝祭日の儀礼についての伺とそれに対する政府の対応などが書かれた公文書などの調査なども行なった。

(4)本研究では、これまでの改暦を焦点化する先行研究において多く見られた、新暦の採用の開化的、近代的、合理的側面を強調する立場を採らない。近代の日本の暦の歴史は、神宮暦を支える体制や、暦を通じた民間の暦日意識の醸成を促し強制する側面と不可分であり、明治国家の神社と宗教政策との緊密な関係がある。明治の神社宗教政策は、天皇主義的国家体制の形成を下支えする形で行われたことを鑑みると、暦の歴史もこれらとの関連の中で捉える視点が必要である。改暦以降の暦の歴史と、神社神道史との関連に着目する。そして明治以降の暦の歴史を、明治改暦で終わりとしせずその後の動きを含めて、日本近代宗教史の中に位置づける。

### 3. 研究の方法

(1)研究代表者は、平成28年度末まで、国立公文書館の調査員(統括公文書専門官室付)として、同館所蔵の公文書の調査研究(展示)を行っていた。同館での業務と、本研究との直接的な関わりはほとんどないが、同館には暦関係の政府の公文書が多く見られ、また内閣文庫には江戸時代初期から明治時代までの官暦がほぼ欠本なく揃っている。暦にかかわる政策の動向を把握するために、暦の通行(編纂、製造、頒布)を管掌する内務省や文部省を中心とする公文書(『太政類典』、『公文録』、『公文類聚』、『公文雑纂』など)の読み込みを行ない、暦関係の法令を網羅的に調査するとともに、法令化されなかった請願や建白書、伺などにも目を配る基礎的研究を行なった。

(2)国立国会図書館、暦の編纂を管掌していた東京天文台の資料が移管されている国立天文台図書室所蔵の暦関係資料調査も行なった。また暦の頒布を管掌していた神部署等の資料の所蔵と、全国頒布を委嘱されていた全国神職会関係資料の所蔵が見られる皇學館大学附属図書館、國學院大学附属図書館の資料調査も行なった。併せて、全国神職会により発行された雑誌『皇国』、『皇国時報』の調査も行なった。さらに、暦算文庫の所蔵のみられる国際日本文化研究センター、暦の全国頒布を一時期委託されていた神宮教の資料が見られる東京大学近代日本法政史料センター明治雑誌文庫でも調査を行なった。また神宮により頒暦以前に全国に頒暦を行っていた頒暦商社の一である吉川家文書の調査のために国立歴史民俗博物館にも赴いた。

(3)各地でどのように暦が頒布されているのかについても調査を始めた。具体的には、秋田県公文書館や京都歴史館、奈良県立図書情報館など地方の公文書館にも機会あるごとに足を運んだ。

#### 4. 研究成果

(1)国立公文書館の公文書調査を通じて、近代の暦の通行、すなわち暦の編纂、製造、頒布にかかわる制度の変遷を、明治初期から昭和20年まで把握することができた。

(2)各地の図書館などでの調査では、暦の通行の管掌先が具体的にいかなる形で、編纂、製造、頒布を行っていたかを把握することができた。ただし頒暦を委託された神宮教、神宮奉斎会が実際にいかなる形で頒布を行なったかについても調査したが、先行研究も資料も少なく、部分的な理解にとどまった。今後のさらなる調査を必要とする。

(3)地方公文書館の所蔵資料調査は、各地での頒暦のあり方を明らかにするのに役だった。地域により実情に即した頒布の仕方が採られていること、また地域により頒暦数に偏りがあることなども確認できた。

(4)国立天文台図書室所蔵資料調査により、東京天文台初代台長・寺尾寿による全国の新旧暦使用状況をアンケート調査した『明治二二年両暦使用取調書』の存在を知った。東京天文台は、明治22年以降先の敗戦まで暦の編纂を管掌し続けた。本資料は、全国の郡市に記述式アンケートを配布し、当該期の人々の暦使用状況とその背景を調査したものである。この調査はこれまでほとんど知られておらず、本格的な研究はなされていない。研究代表者は、この調査が行なわれた背景や調査の特徴、アンケート結果の概略について明らかにすることができた。

(5)明治15年から先の敗戦まで、頒暦は神宮司庁(その後、神部署、神宮神部署と神宮関係機関に移管される)により管掌され、全国への暦の実際の頒布は神宮教、次いで神宮奉斎会、最後に全国神職会に委託された。この頒布網と頒布従事者を共有し、全国頒布されたものに神宮大麻がある。暦と大麻は、頒布の管掌先、全国頒布に向けた折々の神道式儀礼を共有し、政府による頒布を奨励する通牒でも同時に言及され続けた。近代日本の暦の頒布制度史が、大麻の頒布と軌を一にしており、強い関連を持っていたことはこれまで注目されることがなかった。近代の暦は、明治15年以降、常に大麻と歩調を合わせて共にあり、近代日本の神社神道史における大麻の「同伴者」であったことを明らかにした。

(6)明治改暦についてはこれまで、開化を代表する産物であり、科学的で合理的な太陽暦を採用したという側面が強調されてきた。しかし改暦後の暦の紙面には、これまで無かった「皇紀」「天長節」「紀元節」、さらには歴代天皇の祭日が並んだ。これらは開化や合理的、科学的という側面からだけ理解できるものではない。そしてその後の暦に関わる施策、置閏法や神宮による頒暦、神部署の新たな設置と頒暦の管掌など制度的変化を伴う時にも、開化とは異質な政府による復古的な説明方法などを継続して見出せることを指摘した。

#### 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 3件)

下村育世「昭和戦前期の頒暦 神宮大麻との関連から」『人間科学総合研究所紀要』第20号、2018年、167-184頁、査読有

下村育世「明治改暦後の新暦の浸透 『明治二二年両暦使用取調書』の基礎的研究」『高崎経済大学論集』第60巻第4号、2018年3月、275-295頁、査読有

荒川敏彦・下村育世「戦後日本における暦の再編(4) 官暦の流通の地域的偏り」『千葉商大紀要』第55巻第1号、2017年9月、pp.47-64、査読無

〔学会発表〕(計 2件)

下村育世「近代における編暦と頒暦」、2018年9月9日、日本宗教学会学術大会(大谷大学)

下村育世「昭和戦中期の頒暦 神宮大麻との関連から」、2017年9月17日、日本宗教学会学術大会(東京大学)

〔図書〕(計 0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年：

国内外の別：

取得状況(計 0件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

(1)研究分担者

なし

(2)連携研究者

なし

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。